

## 農地の形状変更届出書、添付書類

**提出部数 各1部**

**申請書受付期間 随時**

受付場所	番号	受付年月日	
		令和	年 月 日
農業委員会事務局		支所	
(担当)		(課長)	(担当)

申請書の提出等が、申請者本人でない場合は委任状が必要です。  
申請内容について、事前に地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談いただきますようお願いいたします。

添付書類一覧	チェック欄
	(申請者) (委員会)
1. ○ 農地の形状変更届出書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. ○ 申請農地の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内の全部事項証明書) 法務局	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3. ○ 申請土地の公図 法務局	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4. ○ 申請土地周辺の位置図 住宅地図等で表示	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5. △ 承諾書(土地所有者・耕作者) (注1)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6. △ 関係機関の意見書 (注2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7. ○ 整地・造成計画図 (注3)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8. △ 隣接農地の所有者承諾書(隣接に農地がある場合) (注4)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9. ○ 誓約書 (注5)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10. ○ 地元関係者協議確認書 (注6)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11. △ 委任状	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※ ○印の書類は必ずご用意ください。△印の書類は注意書き等を参照頂き、必要な場合はご用意ください。

[対象農地]

- 1 農地法の規定による転用許可等が不要とされる農地の形状変更。次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。
- ・ 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「改良法」という。)に基づく土地改良事業
  - ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。ただし、当該行為後は原状回復することを原則とする。
  - ・ 南丹市農業委員会長が適用除外と認めた行為

[留意事項]

- (注1) 土地所有者と耕作者が異なる場合に添付する。  
 (注2) 他所から当該農地に盛土するために耕土又は土砂を持ち込む場合に添付する。  
 (注3) 平面図・横断図・縦断図・求積表等の添付が必要。  
 (注4) 申請地に隣接する農地の所有者・耕作者の承諾書の添付が必要。  
 (注5) 誓約書は、届出者が自筆で署名すること。  
 (注6) 水利権者、用排水権者及び公道・里道等に関する関係機関の承諾書が必要。

[連絡先]

氏名	電話番号	備考
	- -	

[申請記録]

日付	訂正、加筆等の内容